

## 平成29年 第1回定例会 1日目

---

会議に付した事件は次のとおりである。

- 議案第1号 平成28年度月形町一般会計補正予算（第6号）
- 議案第2号 平成28年度月形町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第3号 平成28年度月形町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第4号 平成28年度月形町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第5号 平成28年度月形町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第6号 平成28年度国民健康保険月形町立病院事業会計補正予算（第3号）
- 議案第7号 月形町行政区設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第8号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第9号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第10号 月形町特定個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第11号 月形町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第12号 月形町特定教育・保育施設等の利用者負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第13号 月形町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第14号 月形町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第15号 月形町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第16号 月形町道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第17号 町道路線の認定について
- 議案第18号 町道路線の変更について
- 議案第19号 公の施設に係る指定管理者の指定について【皆楽公園ほか】
- 議案第20号 公の施設に係る指定管理者の指定について【つち工房】
- 議案第21号 公の施設に係る指定管理者の指定について【保養センターほか】
- 議案第22号 平成29年度月形町一般会計予算

# 平成29年 第1回定例会 1日目

- 議案第23号 平成29年度月形町国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第24号 平成29年度月形町農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第25号 平成29年度月形町介護保険事業特別会計予算
- 議案第26号 平成29年度月形町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第27号 平成29年度国民健康保険月形町立病院事業会計予算

(斎藤教育委員長から所用により欠席の旨の報告あり)

- **議長 堀 広一** ただ今の出席議員は10人です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただ今から、平成29年第1回月形町議会定例会を開会いたします。

(午前10時00分開会)

直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分開議)

議事日程第1号はお手元に配布のとおりであります。(別紙のとおり)

## ◎ 日程1番 会議録署名議員の指名

- **議長 堀 広一** 日程1番 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第127条の規定により議長において

**金子 廣 司 議員**  
**松田 順 一 議員**

の両名を指名いたします。

## ◎ 日程2番 会期の決定

- **議長 堀 広一** 日程2番 会期の決定を議題といたします。

先に議会運営委員会委員長から本定例会の運営について報告の申し出がありましたので、これを許可します。

- **議長 堀 広一** 議会運営委員会委員長 楠 順一委員長、報告願います。

- **議会運営委員会委員長 楠 順一** 議長の許可をいただきましたので、平成29年第1回定例会の運営について、去る2月28日、議会運営委員会を開催いたしましたので、その協議結果をご報告いたします。

当日は議長の出席をいただき、副町長の出席を求め、本定例会に提案される議案等の説明を受け、日程及び運営について協議いたしました。

はじめに会期についてであります。本定例会に提案されている議案は、議会提案として予算特別委員会報告、意見案、会議案を予定、町長提案は、平成28年度各会計補正予算、平成29年度町政執行方針並びに教育行政執行方針、一般議案、平成29年度各会計予算及び予算関連議案であります。これら

## 平成29年 第1回定例会 1日目

を踏まえ本定例会の会期は本日から3月21日までの15日間とすることにいたしました。

次に一般質問であります。3月13日、14日の2日間を予定、通告期限は3月8日の17時までとしております。一般質問の質問回数は原則4回までですので、十分に守っていただきたいと思います。その他は会議規則に基づいて行いますので、活発な議論をお願いいたします。なお、執行方針に関する質疑は、一般質問に含めて行うことといたします。

次に議案等の審査要領についてであります。町長提案のうち平成29年度各会計予算6件及び関連議案7件の議案につきましては一括提案とし、議長を除く全議員による予算特別委員会を設置し、これに付託し、休会中の審査とすることにいたしました。

次に本日予算特別委員会を開催し、正副委員長の選任、審査日程等の協議を行い、15日から開催される予算特別委員会で各課長等から説明を受け、質疑を行っていただくことになっております。日程については精力的に進めていただくことをお願いいたします。

なお、いつも申し上げていることではありますが、議員の質疑及び町側の答弁につきましては、簡潔明瞭にされ議事運営に特段のご協力をお願いいたします。

以上、議会運営委員会において協議した結果をご報告いたします。

○ 議長 堀 広一 以上で議会運営委員会の報告を終わります。

お諮りいたします。本定例会の会期は、ただ今、議会運営委員会委員長から報告のとおり、本日7日から21日までの15日間にしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

○ 議長 堀 広一 ご異議なしと認め、会期については、本日から21日までの15日間とすることに決定いたしました。

### ◎ 日程3番 諸般の報告

○ 議長 堀 広一 日程3番 諸般の報告を行います。議長会務報告・例月出納検査結果報告・定期監査結果報告はお手元に配布のとおりでありますのでご覧願います。

次にまちづくり常任委員会の閉会中における所管事務調査報告がありますので、委員長の報告を求めます。

○ 議長 堀 広一 まちづくり常任委員会委員長 我妻 耕委員長、報告願います。

○ まちづくり常任委員会委員長 我妻 耕 まちづくり常任委員会の平成28年度所管事務調査について、会議規則第77条の規定に従い報告いたします。

す。

(我妻委員長 報告)

以上をもってまちづくり常任委員会所管事務調査報告といたします。

- 議長 堀 広一 次に議員研修報告がありますので、報告を求めます。
- 議長 堀 広一 楠 順一議員、報告願います。
- 議員 楠 順一 政策実務研修に参加したので報告いたします。

平成29年1月16日から18日までの3日間、平成28年度政策・実務研修「地域産業のイノベーション」ということで、滋賀県大津市で研修してきました。

(楠順一議員 報告)

以上、道外視察研修の報告といたします。

- 議長 堀 広一 以上で諸般の報告を終わります。

◎ 日程4番 行政報告

- 議長 堀 広一 日程4番 行政報告を行います。行政報告はお手元に配布のとおりでありますのでご覧願います。
- 議長 堀 広一 以上で行政報告を終わります。

◎ 日程5番 議案第1号 平成28年度月形町一般会計補正予算(第6号)

- 議長 堀 広一 日程5番 議案第1号 平成28年度月形町一般会計補正予算(第6号)を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 堀 広一 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明

今回の補正の概要ですが、事務事業費の確定などにより歳入調定額及び歳出執行額の精査を行い予算整理などをするものであり、総体として減額補正するものです。

議案書44ページ、3歳出です。2款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費67万5,000円の減額、1節から19節のとおりです。総務事務経費92万8,000円を増額させていただきます。消耗品費65万2,000円の増額、職員の業務用防寒着を揃えるものです。通信運搬費33万2,000円の増額、ふるさと納税に関して郵送料が増加したものです。2目 職員給与費1,318万4,000円の減額、2節から19節のとおりです。一般職給与費1,104万5,000円の減額ですが、一般職から特別職に就任した者の減額、育児休業を取得したことによる減額です。職員共済組合追加費用負

担金309万1,000円の減額ですが、負担金の率が減率となったことによる減額です。3目 企画費154万8,000円の減額、1節から19節のとおりです。ふるさと納税推進事業679万6,000円の増額ですが、ふるさと納税額の増加によりふるさと納税納付金記念品いわゆる返礼品を369万3,000円増額するもので、合わせて、ふるさと納税支援業務275万8,000円を増額させていただくものです。地域おこし協力隊事業ですが、684万7,000円の減額をさせていただきます。当初予算で2名の地域おこし協力隊員を計上していましたが、昨年10月から1名に留まっており、それに伴う減額です。8目 財産管理費858万6,000円の減額、11節から27節のとおりです。役場庁舎、各集会施設の管理経費などが減少したことによる減額です。3款 民生費 1項 社会福祉費 2目 老人福祉費2,341万6,000円の減額、8節から28節のとおりです。老人福祉施設入所事業678万2,000円の減額です。入所者が当初の見込みより減少したことによる減額補正です。後期高齢者医療経費879万1,000円の減額ですが、平成27年度の負担額の確定と精算に伴って平成28年度の負担金に変更となるもので、それによる減額補正です。2項 児童福祉費 1目 児童福祉総務費684万8,000円の減額、1節から20節のとおりです。認定こども園運営経費364万9,000円の減額です。そのうち、認定こども園管理運営業務362万2,000円を増額補正するもので、当初の見込みより入所者数が全体で減少したということ。入所の年齢区分の変更もあったということで、その影響による減額です。4款 衛生費 1項 保健衛生費 1目 保健衛生総務費3,834万6,000円の増額、19節から28節のとおりです。病院事業会計繰出金3,876万3,000円の増額、そのうち、病院事業会計負担金3,887万8,000円の増額です。町立病院の経営状況ですが、本年度の外来収益が外来患者の減少により落ち込んでおります。また、人件費等固定経費が多い中で、収益の減少に見合う費用の削減には至らなかった状況です。このため、一般会計の繰出金に基づいて繰出額を増額するものです。6款 農林水産業費 1項 農業費 2目 農業振興費812万4,000円の減額、9節から19節のとおりです。農業改良事業331万円の減額、地域特産品生産振興事業231万1,000円の減額です。農業団体への資機材や機械整備に対する補助ですが、対象事業費が確定したことによる減額補正です。新規就農・経営継承総合支援事業ですが、これは、全額国費の事業です。これについては、対象者がいないということで全額減額させていただくものです。7款 商工費 1項 商工費 1目 商工業振興568万5,000円の減額、9節から19節のとおりです。起業者等支援事業400万円の減額、起業者等支援事業補助金ですが、この補助金は創業または商品研究開発などに対する補助で町単独で

行っていますが、申請件数がないということで、減額させていただきます。3目 ふるさと公園費2,029万1,000円の増額、11節から18節のとおりです。皆楽公園等管理経費2,054万円の増額、月形温泉ホテル管理業務、月形町振興公社に委託しているものですが、1,998万1,000円の増額をさせていただきますものです。月形温泉ホテルの経営状況ですが、当初の見込みから入館者、宿泊者等が減少し、入館料または宿泊、食堂、販売収益が落ち込み、減少しております。一方、経費については、運営体制を充実するためにフロント、料理、調理の体制を充実させるとともに厨房設備についても整備してきているところですが、結果的に当初の収支計画と大きな差が生じたところです。今回、委託料について増額補正の提案をさせていただきますものです。8款 土木費 4項 住宅費 1目 住宅管理費300万5,000円の減額、11節、19節のとおりです。定住化促進事業383万7,000円の減額、月形町快適な住まいづくり住宅補助金、月形町民間賃貸住宅等建設補助金ですが、月形町民間賃貸住宅の建設補助については、申請件数がなかったところです。9款 消防費 1項 消防費 1目 消防費1,462万7,000円の減額、19節のとおりです。岩見沢地区消防事務組合負担金の減額です。岩見沢地区消防事務組合本部の経費、月形支署に掛かる経費、中でも消防施設費、消防団サイレン遠隔制御装置整備が入札等により執行の残額が出たことによる減額補正です。10款 教育費 1項 教育総務費 3目 教育振興費569万6,000円の減額、1節から20節のとおりです。人づくり振興事業、月形高校の振興に係る事業費325万7,000円の減額をするものです。減額の内容ですが、主に進路啓発、入学奨励、海外派遣を見込んでいた事業費の減少によるものです。12款 公債費 1項 公債費 1目 元金1,578万6,000円の減額、23節のとおりです。長期債償還元金を減額するものです。平成27年度末において一部の起債の繰上償還を行ったところですが、繰上償還した分については、時期的に平成28年度の当初予算には反映されなかったということで、今回、減額補正をさせていただきますものです。2目 利子272万8,000円の減額、23節のとおりです。長期債償還利子203万8,000円の繰上償還に掛かる減額分です。

議案書16ページ、2歳入です。歳出に掛かる財源についてですが、1款 町税 1項 町民税 1目 個人2,206万7,000円の増額、1節、2節のとおりです。町民税の現年課税分については、当初予算では算定に用いる課税標準額をやや控えめに設定したところですが、給与、営業、農業等の各所得において課税標準額が増加しております。これによる町税の増額ですが、給与所得、農業所得の納税義務者も増加しており、退職所得も増えているところです。12款 使用料及び手数料 1項 使用料 2目 民生使用料202

万4,000円の増額、1節のとおりです。認定こども園利用者負担金132万9,000円の増額、これは当初の見込みより比較的所得の高い世帯の子どもの利用が多かったことが近因するものです。6目 土木使用料123万7,000円の増額、1節、2節のとおりです。町営住宅使用料123万6,000円増額させていただきます。これは、当初の見込みより入居者が多くなったということで、それに伴う増額です。

(宮元議員 午前10時40分退席)

13款 国庫支出金 2項 国庫補助金 1目 総務費国庫補助金2,430万円の減額、1節のとおりです。この減額については、地方創生に掛かる交付金で、当初2,430万円計上させていただきました。これを計上した時の考え方ですが、平成27年度まで対象とされていた総合戦略事業を中心とした事業それぞれ5割を交付金として見込んでいましたが、平成28年度から交付金の交付基準が変更になり交付金の対象にならなくなったため減額補正をするものです。

(宮元議員 午前10時43分入室)

15款 財産収入 2項 財産売払収入 2目 物品売払収入17万7,000円の増額、1節のとおりです。公共施設に置かれて使用せずにいた備品の売払収入です。16款 寄附金 1項 寄附金 2目 総務費寄附金3,200万円の増額、1節のとおりです。ふるさと納税寄附金の増額です。ふるさと納税の寄附金については、今回更に3,200万円増額させていただき、予算総額6,700万円を見込んでいるところです。本年2月末現在の申込件数は4,779件、申込金額6,507万3,000円に至っております。17款 繰入金 1項 基金繰入金 1目 財政調整基金繰入金1億1,412万9,000円の減額、1節のとおりです。この減額については、本年度の歳入歳出決算見込みを概算で行っているところですが、当初予算で計上している財政調整基金からの繰入いわゆる財源の投入をしなくても一般会計の運営ができるものと判断しており、当初予算額全額を今回減額させていただくものです。

(平田議員 午前10時45分退席)

18款 繰越金 1項 繰越金 1目 繰越金3,117万4,000円の増額、1節のとおりです。平成27年度からの繰越金ですが、今回の補正予算の財源調整を行うものです。予算の累計は4,441万9,000円となり、繰越金については、まだ、留保額が4,534万9,000円ある状況です。20款 町債 1項 町債 1目 総務債2,939万9,000円の減額、1節のとおりです。臨時財政対策債を減額するものですが、本年度の地方交付税の決定に伴い臨時財政対策債の額が確定しており、それによる減額補正です。

議案書8ページ、第2表 債務負担行為補正です。追加です。追加する事項

については、月形町広報印刷製本業務から公共施設自家用電気工作物保安管理業務までの15件、いずれも期間は平成28年度から平成29年度まで、限度額はそれぞれ事項ごとに設定するとおりです。第3表 地方債補正です。変更です。変更する起債については、臨時財政対策債から消防団サイレン遠隔制御装置整備事業までの4件、変更の内容については、それぞれの起債において限度額について変更するものです。臨時財政対策債は、先ほど申し上げたとおり地方交付税の決定に伴う額の確定によるもので、残り3つの事業については、事業費の確定に伴い起債の対象事業費も確定したことから起債限度額の変更です。

(平田議員 午前10時50分入室)

- 議長 堀 広一 ただ今説明が終わりました。
- 議長 堀 広一 暫時休憩いたします。(午前10時50分休憩)
- 議長 堀 広一 休憩前に引き続き会議を再開いたします。  
(午前11時00分再開)
- 議長 堀 広一 質疑を行います。質疑ございませんか。
- 議長 堀 広一 大釜 登議員。
- 議員 大釜 登 確認いたします。議案書79ページ、観光費、説明欄、イベント実施事業120万円減額されていますが、この理由についてお聞きします。
- 議長 堀 広一 産業課長。
- 産業課長 古谷 秀樹 お答えいたします。これについては、当初350万円の予算をもってイベント委員会に交付したところでございます。平成28年度については、このイベント事業については対象にならなかったということで、道の地域づくり総合交付金の申請をして、その中で事業として認められたものが240万円そのうちの2分の1の補助ということで、120万円が交付金の対象となったことから、イベント委員会に交付した350万円から委員会から120万円の交付金分を返還されたということで、減額補正させていただいたところでございます。
- 議長 堀 広一 大釜 登議員。
- 議員 大釜 登 この交付金は今回だけのものなのか。今回の予算でも350万円を計上していますが、今年度についてもこのかたちで進むのか。これは1回だけの交付金なのか。
- 議長 堀 広一 産業課長。



- 産業課長 古谷 秀樹 平成28年度に交付を受けたものですが、従来のイベントの中で新たなイベント、新規事業扱いで認められたもので、何か新しいイベントを起こすとこのようなことになると思いますが、相当苦肉の策で従来からイベントの内容があまり変わっていないのですが、その中でこれは新規に持っていけるのではないかとということでやってまいりました。従って、今年度がベースになりますので、来年度に例えばこの事業で受けるとすれば、また新規のイベントを作っていけば対象になる可能性はあるかと思えます。従って、そんなに大きなイベントの変化がないとすれば、平成29年度350万円の予算を組んでいます、それについては新規事業として認められるようなことにはならないと考えております。それから、花火については、ご案内のとおり町民の有志、特殊寄附のため対象にならないものと考えております。
- 議長 堀 広一 大釜 登議員。
- 議員 大釜 登 今年については、新規事業ということで認められたということで、平成29年度については、何か新しいイベント事業をしなければこの交付金はいただけないということですね。了解しました。
- 議長 堀 広一 他に質疑ございませんか。
  
- 議長 堀 広一 笹木英二議員。
- 議員 笹木 英二 1、2点について質問させていただきたいと思えます。今回の補正予算いつもそうですが、12月からほとんど減額補正ということで、おそらく産業課長の声もマイクから鮮明に聞こえて、よいやり取りができていると思っております。突出している月形温泉ホテルの増額補正について伺いたいと思えます。先ほど、副町長から説明があったのですが、昨年春の予算ではホテル管理業務2,300万円ぐらいの補正ということで、それに匹敵するぐらいの今回の補正増ということで、先ほど、お客さんが減ったという説明がありましたが、予算と補正の関係から考えるとお客さんが減っただけではないのかなと思っております。調べてみると、平成27年度からホテル管理業務の予算が付いており、一週間後に始まる平成29年度予算ではホテル管理業務5,000万円の費用となっているが、これだけ負担をしてやっていてどうなのかと思うのです。平成27年度のホテル管理業務の予算860万円、平成28年度約2,300万円、平成29年度約5,000万円計上されています。こんな状態で今後どうなっていくのか心配するのです。町長の考えでいくら赤字になってもホテルだけではなくすわけにはいかないのやるという気持ちであるならそれも方法かもしれませんが、少し立ち止まって考えてみるべきではないかと思うぐらい心配な額なのです。今回の補正もほとんど人件費であると個人的には考えているのですが、平成28年度中にファウンドに支払われる人件費がどの

ぐらいになるのか教えていただきたい。昨年の当初の説明では4,000万円から5,000万円ぐらい人件費としてファウンドに支払うと記憶しているのですが、それがどのようなことになっているのか教えていただきたいと思います。今回の2,000万円の使い道も説明願いたいと思います。

- 議長 堀 広一 産業課長。
- 産業課長 古谷 秀樹 少し長くなるかと思いますが、ご説明させていただきます。今回、管理業務において約2,000万円増額補正を提案させていただいたところがございます。昨年度途中で指定管理者であったオオタが撤退したことを受けまして、当面振興公社を指定管理者とするということでレストラン、宿泊の一部業務を株式会社ファウンドに委託することを振興公社が決定し、そのことを議会の皆さまにもご説明したところがございます。その際、ファウンドの管理運営計画、収支計画等をお示しし、ご理解いただいたところですが、今回の補正については、先ほど副町長からご説明申し上げましたとおり、その内容についても大きな返りがあったということでございます。第1点目、売上の減少ということで、ファウンドの当初の試算ではこれまでの決算と営業努力を見込んで初年度1億2,500万円の売上計画をしたところですが、現時点での実行見込額3月末で1億100万円程度ということで、約2,300万円の減少が見込まれることが大きな要因でございます。特に宿泊部門においては、昨年度11月から5箇月間営業できなかったということで、4月再開時からの利用者が前年比で大きく減少いたしました。ようやくこの2月に入って売上が平成23年度並みに回復してきたところがございます。客単価を上げるために料金アップしたことから、営業等に利用されていた常連客が離れていって、特に札幌や旭川のセールスマンあるいは町内の各農業生産者を訪れる市場や種苗会社の関係者の利用が減ったということで、それらの状況を踏まえて年度途中において料金設定の見直しをかけ、町内料金を設けるなどしたことにより、徐々に回復してきたものの、売上の増加に追いついていない状況でございます。また、日帰り入浴についても、専用入口を再開したことによって前年以上の利用者を確保しておりますが、特に12月から開始した町民への還元割引券の発行により前年比12月800人、1月1,200人、2月1,000人増加しております。ただ、いずれも半額ということで、単価が低い分だけ売上はそれほど伸びていない状況でございます。次に経費増高ですが、売上が伸びていけませんので当然売上原価は減少しているところですが、一つには人件費の伸びでございます。当初の計画では温泉窓口と従来どおりホテル側に集約する計画でしたが、議員皆さまからもご指摘いただいたとおり日帰り入浴のお客様のサービス向上ということで、以前の体制に戻すべきというご意見を基に温泉それからホテルそれぞれにフロントを設けたことによって、当初計画の人員2

4名でしたが、これを増やせざるを得なかったというのが一つの要因でございます。また、人員を揃えるに当たって、数回にわたり募集広告を出したところですが、町内からの応募がなかなかないということで、町外からの人材に頼らざるを得ない状況が生じました。その中で、美唄市、新篠津村、由仁町、浦臼町などからの通勤者に対する通勤手当等の増加あるいはホテルの要であります料理人の交代等により引き継ぎ期間の人材の重複による人件費の増加、また、当初立上げ時の人員不足による時間外手当の増加等でございます。また、厨房機器の老朽化による更新のための、これはリースで賄っていますが、リース料の増として5年間、年間約200万円のリース料が掛かっております。それから、株式会社オオタが旧所有者から譲り受けたとして撤退の際に持ち出された厨房備品類の鍋・釜・食器ですが、食器については一部オオタから取り返してきたものもありますが、それらの不足分を補充したことによるリース料の増として約110万円、清掃用具・塩素剤・厨房消耗品・事務用品等約600万円、また、新たな事業展開としてホテル前の芝生に展開しましたテント等キャンプ用品の購入等初期投資に要した費用として100万円、先ほど申し上げた人材を募集するに掛かった広告料等の経費、集客のための宣伝費用等でございます。一方、浴室のシャワーやカランに節水装置を取り付ける等で上下水道の節減に努めています。また、燃料費も一昨年実施した地下配管の修繕工事等により熱効率が良くなり、光熱費が全体的に抑えられているところでございます。このように様々な要因はあるものの、当初収支計画と大幅な差違が生じたところでございます。先ほどのご質問にありました人件費支払見込みですが、当初の予定を大きく上回り約6,000万円が従業員に支払われる給与の見込みとなっております。さらに、ファウンドに対しては人件費の15%、約900万円の支出を見込んでおります。最初に議員から質問のあった指定管理料ですが、これはずっと温泉部分についても指定管理料を払っているわけでございます。過去の資料を振り返りますと、平成15年度の公社の決算として、はな工房いわゆる宿泊1,847万1,000円の赤字、保養センター日帰り入浴1,751万7,000円の黒字ですので、ここではほぼ同じになっております。平成16年度の決算として、ここから大きく変わってきており、はな工房2,200万円の赤字、保養センター日帰り入浴597万円の黒字ということで、トータル1,600万円程度の赤字になってきます。この時の売上がはな工房8,600万円、保養センター8,400万円ですから1億7,000万円程度の売上があったわけでございます。平成17年度の売上がはな工房8,500万円、ゆりかご7,900万円で1億7,000万円程度の売上があるわけですが、決算として、はな工房1,900万円の赤字、ゆりかご28万円の黒字にしかなくなってないということで、このあたりからゆりかごの売上がどんどん落ちており、

これ以降、赤字に向かっていくということでございます。そのようなことから、平成17年度もこの2つの施設で約1,900万円の指定管理料を投入しているということで、平成17年度の町からの公社に対する委託料ですが、7,846万円ありました。これは、他の施設を全部含めております。中でも大きなところはつち工房が1,700万円の赤字になっており、これらをトータルして7,800万円の委託料を公社に支払っていますので、先ほど議員が指摘された中で、ご案内のとおり平成26年に株式会社オオタには年度途中で500万円を燃料増高分として補正して支出しております。それから、平成27年度については、11月から3月までの温泉運営に係る経費として約1,300万円を振興公社へ指定管理料を支払っているという流れでございます。お答えになっているか分かりませんが、11月にも温泉に関しては常任委員会で調査いただき、皆さまには大変ご心配をお掛けしているところですが、新年度に向かってまた今の契約方式を再度見直しながら、より良い方向に進んでまいりたいと思っておりますので、宜しくご理解いただきたいと思います。

- 議長 堀 広一 笹木英二議員。
- 議員 笹木 英二 今、課長から中身の濃い説明もいただいたようであります。当初私が去年の暮れにお話ししたように人件費については4,000万円から5,000万円という説明があり、すでに6,000万円ぐらい支払うということで、ここでも1,000万円ぐらいの支出増となっていますが、そこはファウンドとどのようなことで行っているか分かりませんが、もう1年様子を見るということになるのか。本当は当初1年後ぐらいには指定管理者として任せるということもあったように思いますが、今の説明では、もう1年様子を見てこのまま続けていかれるような感じもしたのです。それは、今回の議案書に温泉保養センターの指定管理者が振興公社で1年間だけ受けるということを見たので、もう1年間このまま今の状態で続けていかれるという理解でよろしいのでしょうか。
- 議長 堀 広一 産業課長。
- 産業課長 古谷 秀樹 当初、議会に説明した時には、2年間公社に指定管理をして、一部の業務をファウンドに委託するという考えでございました。先ほど申し上げたように人件費の15%ということで委託しているわけですが、人件費が膨らむと当然委託料も膨らむということで、このことは、最初にファウンドから提案があったのは2通りのパターンがあり、人件費プラス原価も渡してほしい、原価費の15%ということでしたが、原価を渡すことになると原価を抑えるために町外の安い所から仕入れるということで、そうすると町内業者が全く使われなくなるだろうという心配があつて、人件費のみの契約をしたわけですが、ここにきて、やはり人件費だけで委託しても売上に対する意

欲というのは現場でも湧いてこないということで、一生懸命売り上げる努力をしなければ赤字が膨らむだけであるということで、新年度はこの部分に少し検討を加えて、やはり売上も頑張らせるような、かつて「あじさい」にお願いしていた時代は、売上の何%ということで逆に公社に収入していたわけですが、そのような方式も視野に入れながら、再度ファウンドと詰めてまいりたいということで、契約の変更ということも考えながら見直ししていくということでございます。また、はっきり申し上げまして相当ファウンドは公社に損害を与えたわけですが、ある意味損失を与えたということについては、私どもも遺憾に思っているところでございます。場合によって契約の見直し、業者の変更も含めて検討していきたいと考えているところでございます。

- 議長 堀 広一 笹木英二議員。
- 議員 笹木 英二 いずれにしても大変な状況になっているのは間違いないことだと思いますので、しっかりやっていただきたいと思います。もう1点、議案書65ページ、民生費、先ほど副町長から認定こども園運営経費について説明があったわけですが、聞き漏らしたので、認定こども園管理運営業務ということで、運営業務というのは札親会に任せていると認識しているのですが362万2,000円の減額ということは、当初札親会に決められた支払いするお金からこれだけ減額されたという認識でいいのか、伺いたいと思います。
- 議長 堀 広一 保健福祉課長。
- 保健福祉課長 平田 京子 認定こども園管理運営業務ですが、平成28年度から指定管理料の積算方法を変更しており、国の公定価格により児童数により指定管理料を支払う方式に変えております。児童数が減少していますので指定管理料も減額となっています。
- 議長 堀 広一 笹木英二議員。
- 議員 笹木 英二 札親会に支払う金額がこれだけ減額されるということではいいのですか。それは分かりました。今まで保育所の時代からずっと指定管理者ですが、初めて精算したということで、今までなかったということは、どうしてやらなかったのか。当初、予算計上したお金をそのまま札親会に支払っていたと思うのですが、今回、認定こども園になって管理運営業務という項目も今年初めて出てきたので、今までは札親会に春先に予算計上した金額をそのまま支払っていたということではいいのですか。減額補正は1回もないです。
- 議長 堀 広一 保健福祉課長。
- 保健福祉課長 平田 京子 平成28年度から認定こども園になり、指定管理料の積算方法も変更しました。それまでの保育所の時代は、精算をするという協定になっていませんでしたので、決められた指定管理料をお支払いして

いました。平成28年度からは計算方法が変わりまして、公定価格によりその都度お支払いするというので、減額となっております。

- 議長 堀 広一 笹木英二議員。
- 議員 笹木 英二 それは大変いいことだと思いますし、今後も続けていただきたいと思います。今までなかったというのはあるべきで当然だったのかなと思います。終わったことなので、これからはしっかりとやっていただきたいと思います。
- 議長 堀 広一 他に質疑ございませんか。
  
- 議長 堀 広一 我妻 耕議員。
- 議員 我妻 耕 議案書87ページ、教育費、人づくり振興事業について、先ほどの説明で月高関連ということで、入学奨励・進路啓発・海外派遣と3つの項目が挙げられていたと思いますが、中身についてもう一度教えていただきたい。それから、どれがどのぐらい減ったのか内訳について教えてください。
- 議長 堀 広一 教育次長。
- 教育次長 対馬 照巳 人づくり振興事業についてですが、進路啓発事業当初予算額185万円、支出78万350円、106万9,650円の減、入学奨励事業当初予算額230万円、9月補正増170万円で400万円、見込額300万円、100万円の減、海外派遣事業当初予算額150万円、見込額60万円、90万円の減という内容になっております。海外派遣については3名の予定となっておりますが、対象は1名となっております。
- 議長 堀 広一 我妻 耕議員。
- 議員 我妻 耕 進路啓発事業が当初予算額185万円から支出78万350円ということですが、これの中身についてもう少し詳しく教えてくださいと思います。
- 議長 堀 広一 教育次長。
- 教育次長 対馬 照巳 進路啓発事業については、各種模擬試験などがありますが、詳しい人数等については今、資料を持ち合わせていないので、後ほど説明したいと思います。検定試験等の受講者の減ということで抑えていただければと思います。
- 議長 堀 広一 資料を後ほど提出するということですか。後から口頭で答弁するということですか。今、すぐに用意できないですか。
  
- 議長 堀 広一 暫時休憩いたします。 (午前11時34分休憩)
- 議長 堀 広一 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

## 平成29年 第1回定例会 1日目

(午前 11時35分再開)

○ 議長 堀 広一 暫時休憩いたします。(午前 11時36分休憩)

○ 議長 堀 広一 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 1時30分再開)

○ 議長 堀 広一 休憩前の我妻 耕議員からの質疑に対して答弁が残っておりますので、教育次長、答弁願います。

○ 議長 堀 広一 教育次長。

○ 教育次長 対馬 照巳 お時間をいただき、午前中の答弁をさせていただきます。人づくり振興事業ですが、進路啓発事業の実績として進学奨励事業と就職奨励事業となっており、進学奨励事業については模擬試験・学力テスト等の経費で受験者数は42名、就職奨励事業については情報処理・ホームページ作成等の資格試験の経費で実績87名ということでございます。

○ 議長 堀 広一 我妻 耕議員。

○ 議員 我妻 耕 就職奨励事業の情報処理・ホームページ作成等の資格試験の実績が87名、進学奨励事業の模擬試験・学力テスト等の受験者が42名ということで、この人数が減ったということですか。

○ 議長 堀 広一 教育次長。

○ 教育次長 対馬 照巳 当初見込んでいた人数より減ったことによる減額です。全校生徒数の減によるものも加味しております。

○ 議長 堀 広一 我妻 耕議員。

○ 議員 我妻 耕 了解しました。

○ 議長 堀 広一 他に質疑ございませんか。

○ 議長 堀 広一 松田順一議員。

○ 議員 松田 順一 議案書85ページ、教育費、説明欄、外国語指導助手活動事業とありますが、2020年から小学校でも英語の教科が全面実施される課程になっていると思います。これから学校の先生方も負担があると思っております。今回、外国語指導助手の報酬が31万9,000円の減になっているということで、これは最初からある程度決まった予算金額はないのか、教えていただきたいと思っております。

○ 議長 堀 広一 教育次長。

○ 教育次長 対馬 照巳 外国語指導助手活動事業、外国語指導助手の報酬ですが、ALTについては1年更新の契約ですが、最初の1年目の報酬額が28万円となっております。2年目の報酬が30万円、最高3年ということで3

## 平成29年 第1回定例会 1日目

年目の報酬が32万5,000円と段階的に報酬月額が上がっております。これにより8月年度途中での交代があれば若干の変動があるということです。

- 議長 堀 広一 松田順一議員。
- 議員 松田 順一 分かりました。もう1点、議案書47ページ、総務費、説明欄、職員研修事業、研修講師派遣業務33万5,000円の減になっていますが、企画した研修講師の関係で講習会が減になったということがありましたら教えていただきたいと思います。
- 議長 堀 広一 副町長。
- 副町長 堀 光一 職員研修事業に係る研修講師派遣業務ですが、当初予算70万2,000円を計上しておりました。今回33万5,000円減額させていただきますが、この要因ですが、職員全体で研修を受ける講師料ですが、当初4回予定しており、今年5回行う予定です。それで、回数は増えているのですが、研修によって講師料を伴わない、例えば空知総合振興局の部長が研修講師を引き受けていただく、また、総務費の違う事業で研修を行ったということで、職員研修事業の講師派遣業務からは減額させていただくものでございます。
- 議長 堀 広一 松田順一議員。
- 議員 松田 順一 了解しました。
- 議長 堀 広一 他に質疑ございませんか。
  
- 議長 堀 広一 平田文義議員。
- 議員 平田 文義 1点だけ、議案書88ページ、教育費、温水プールについてですが、温水プールの利用料と利用者はどのようになっているか、ずっと平行なのか、減っているのか、お伺いしたいと思います。
  
- 議長 堀 広一 暫時休憩いたします。 (午後 1時36分休憩)
- 議長 堀 広一 休憩前に引き続き会議を再開いたします。 (午後 1時40分再開)
  
- 議長 堀 広一 教育次長。
- 教育次長 対馬 照巳 温水プールの利用者と利用料の実績についてお答えいたします。平成28年度の利用者1,655名、前年度の利用者1,283名、前年比増、平成28年度の利用料金181,060円、前年度利用料金149,450円、前年比増となっております。
- 議長 堀 広一 平田文義議員。
- 議員 平田 文義 温水プールの利用料金については、平成28年度の利



用料金181,060円、前年度利用料金149,450円と増えているからいいのですが、今はどこのプールでもスイミングをやる方を確保するためにサークルを作るなどの工夫をしているのですが、うちでも必要ではないかと思っているのですが、そのような考えはないですか。

- 議長 堀 広一 教育長。
- 教育長 松山 徹 前年度と今年度のプールの利用ということで、利用者数は少し増えたということで、私どもは住民サービスとして無料開放日を設定していたことが旧来からあって、そこに本年度夜間開放日を何日間か増やしたことが、多い数ではないですが固定的に大人の方に来ていただき、少し効果があったということで、それが今回伸びた一つの理由であると思っております。平田議員の言われることはスロープなど色々な方が使えるようにということで捉えてよろしいですか。予算等の関係もありますので、かなり大幅な工事になると思い、全く頭の中になくはないのですが、大きな額になると思しますので、今後、検討まではいかないですが、あの施設について色々考えていきたいと思えます。
- 議長 堀 広一 平田文義議員。
- 議員 平田 文義 折あれば設備する考えもあるという捉え方でいいですか。
- 議長 堀 広一 教育長。
- 教育長 松山 徹 折あれば、考えていきますので、宜しくお願いいたします。
- 議長 堀 広一 平田文義議員。
- 議員 平田 文義 プールを利用される方から色々聞いて、近隣町村のプールでは、色々やっているのでも、名前は忘れましたが、色々整備してサークルを作るなどして利用者を増やす策を行っている状況があるので、うちでもそのようなことを考えてやっていただきたいと思いますと思っております。
- 議長 堀 広一 他に質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。  
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 討論なしと認め、以上で討論を終わります。  
お諮りいたします。議案第1号は、原案のとおり可決することにしたいと思えます。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 ご異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

- ◎ 日程6番 議案第2号 平成28年度月形町国民健康保険事業特別会計補

正予算（第3号）

- 議長 堀 広一 日程6番 議案第2号 平成28年度月形町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 堀 広一 副町長。

- 副町長 堀 光一 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明

今回の補正の概要ですが、事務事業費の確定などにより歳入調定額及び歳出執行額の精査を行い予算整理などをするものであり、総体として増額補正するものです。

議案書128ページ、3歳出です。2款 保険給付費 1項 療養諸費 1目 一般被保険者療養給付費3,965万円の増額、19節のとおりです。医療費の推計額の変更による増額です。2項 高額療養費 1目 一般被保険者高額療養費870万円の増額、19節のとおりです。医療費の推計額の変更による増額です。7款 共同事業拠出金 1項 共同事業拠出金 2目 保険財政共同安定化事業拠出金799万8,000円の減額、19節のとおりです。拠出金額の確定による減額です。

議案書108ページ、2歳入です。1款 国民健康保険税 1項 国民健康保険税 1目 一般被保険者国民健康保険税495万円の減額、1節から3節のとおりです。保険税の収入見込額の精査による減額です。2目 退職被保険者等国民健康保険税27万1,000円の減額、1節、3節のとおりです。同じく保険税の収入見込額の精査による減額です。3款 国庫支出金 1項 国庫負担金 1目 療養給付費等負担金678万9,000円の増額、1節のとおりです。療養給付費等負担金の変更申請に基づく増額です。2項 国庫補助金 1目 財政調整交付金234万1,000円の減額、1節のとおりです。収入見込額の精査による減額です。4款 療養給付費等交付金 1項 療養給付費等交付金 1目 療養給付費等交付金281万円の減額、1節のとおりです。収入見込額の精査による減額です。6款 道支出金 2項 道補助金 1目 財政調整交付金650万円の増額、1節のとおりです。収入見込額の精査による増額です。

（宮元議員 午後 1時54分退席）

7款 共同事業交付金 1項 共同事業交付金 1目 共同事業交付金1,190万5,000円の増額、1節のとおりです。交付決定通知による増額です。

9款 繰入金 1項 他会計繰入金 1目 一般会計繰入金41万7,000円の減額、1節のとおりです。各事業費の精査による減額または増額です。

10款 繰越金 1項 繰越金 1目 繰越金1,259万4,000円の増額、

1節のとおりです。今回の増額補正により平成27年度からの繰越金の全てを予算計上することとなります。

- 議長 堀 広一 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。
- 議長 堀 広一 我妻 耕議員。
- 議員 我妻 耕 1点だけ、議案書130ページ、131ページ、保険給付費、一般被保険者療養給付費が4,000万円ちかくの補正になっています。12月にも増額補正になっていますが、医療費の推計額の変更によるものという説明があったわけですが、中身について教えてください。
- 議長 堀 広一 住民課長。
- 住民課長 東出 善幸 まず当初予算ですが、過去3箇年の平均と直近の医療費の動向を踏まえて算定しております。算定結果、月2,200万円程度だった給付費が平成28年度に入って月2,400万円程度に伸びたことによる補正でございます。12月補正については、11月、12月国保加入者の1名ですが、レセプトにおいて2箇月で2,900万円の医療費となっております。1箇月にすると約1,450万円、病院への支払いは本人負担3割ですが、高額療養費対象となりますので、国保会計から医療機関への支払いについては、高額療養費も合わせて1,445万円となります。この方の疾病については血液に係る病気で点滴に掛かる薬剤が高額で1,450万円の医療費のうち95%が点滴の薬剤の価格でございます。このような状況から3月補正をさせていただいたということでございます。
- 議長 堀 広一 我妻 耕議員。
- 議員 我妻 耕 高額な医療が出ているということで、本年度3月まで補正で足りるのか。今後、広域化で道への移管があることへの影響がありましたら、その点について、お伺いします。
- 議長 堀 広一 住民課長。
- 住民課長 東出 善幸 現在、1月、2月のレセプトが来ておりませんが、予測できないところがありますが、まず、足りない場合は他からの流用や予備費からの充当、これでも足りない時はやはり基金からの繰入になると考えております。なお、平成29年度になりますが、これらの医療費に掛かる療養給付費負担金・調整交付金・共同事業交付金・保険財政共同安定化事業交付金については、平成29年度精算で入ってきますので、平成29年度については大丈夫であると考えております。広域化については、北海道に支払う納付金つまり町民から集めた保険税になるのですが、現在第2回の仮算定が終了しております。この納付金の算定については、各市町村の国保加入者の所得水準・医療費・国、道からの補助金を基に算定しているところでございます。現在月形

町においては、保険税ベースで道の納付金は下がっていますが、この医療費が上がっている状況では当然影響が出るのではないかと思います。ただ、国において激変緩和対策を行うと言っていますので、もしも保険税ベースで現在の保険税より上がった場合は、この措置が働くのではないかと思います。

(宮元議員 午後 1時59分入室)

- 議長 堀 広一 我妻 耕議員。
- 議員 我妻 耕 了解しました。
- 議長 堀 広一 他に質疑ございませんか。(「質疑なし」の声あり)
- 議長 堀 広一 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。  
次に討論を行います。討論ございませんか。(「討論なし」の声あり)
- 議長 堀 広一 討論なしと認め、以上で討論を終わります。  
お諮りいたします。議案第2号は、原案のとおり可決することにしたいと思えます。これにご異議ございませんか。(「異議なし」の声あり)
- 議長 堀 広一 ご異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程7番 議案第3号 平成28年度月形町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)

- 議長 堀 広一 日程7番 議案第3号 平成28年度月形町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 堀 広一 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明

今回の補正の概要ですが、事務事業費の確定などにより歳入調定額及び歳出執行額の精査を行い予算整理などをするものであり、総体として減額補正するものです。

議案書162ページ、3歳出です。1款 総務費 1項 総務管理費 2目 施設管理費158万2,000円の減額、11節から13節のとおりです。事業年度末を迎えての経費の精査による減額補正です。

議案書154ページ、2歳入です。1款 使用料及び手数料 1項 使用料 1目 下水道使用料250万6,000円の減額、1節、2節のとおりです。使用料の見込額の精査による減額です。3款 繰越金 1項 繰越金 1目 繰越金14万5,000円の増額、1節のとおりです。今回の増額補正により平成27年度からの繰越金の全てを予算計上するものでございます。

- 議長 堀 広一 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）

- 議長 堀 広一 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。  
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 討論なしと認め、以上で討論を終わります。  
お諮りいたします。議案第3号は、原案のとおり可決することにしたと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 ご異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程8番 議案第4号 平成28年度月形町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

- 議長 堀 広一 日程8番 議案第4号 平成28年度月形町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。  
提出者の説明を求めます。
- 議長 堀 広一 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明

今回の補正についても、事務事業費の確定、歳入調定額、歳出執行額の精査等による予算整理を中心に総体として減額補正をさせていただくものです。

議案書194ページ、3歳出です。1款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費156万6,000円の減額、11節、13節のとおりです。介護保険システム改修事業100万円の減額ですが、システム改修の実施が平成29年度になったことから本年度は減額するものです。2款 保険給付費 1項 介護サービス等諸費 1目 居宅介護サービス等給付費617万1,000円の減額、19節のとおりです。居宅介護サービス等給付費570万円の減額です。主に特定介護入居者生活介護等の件数の減による減額です。2目 施設介護サービス給付費1,145万9,000円の減額、19節のとおりです。主に老人保健施設療養型医療施設利用者の減に伴う減額です。

議案書178ページ、2歳入です。4款 国庫支出金 2項 国庫補助金 1目 調整交付金244万7,000円の減額、1節のとおりです。変更交付申請による減額補正です。5款 支払基金交付金 1項 支払基金交付金 1目 介護給付交付金959万2,000円の減額、1節のとおりです。これも変更交付申請による減額補正です。6款 道支出金 1項 道負担金 1目 介護給付費負担金260万8,000円の減額、1節のとおりです。これも変更交付申請による減額補正です。8款 繰入金 1項 一般会計繰入金 1目 介護給付費繰入金240万7,000円の減額、1節のとおりです。

保険給付費の減による減額補正です。2目 その他一般会計繰入金206万2,000円の減額、1節のとおりです。事務費繰入金の減による減額補正です。9款 繰越金 1項 繰越金 1目 繰越金20万9,000円の増額、1節のとおりです。繰越金については、今回の増額補正により平成27年度分からの繰越金の予算の全てを計上させていただきます。

- 議長 堀 広一 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。
- 議長 堀 広一 大釜 登議員。
- 議員 大釜 登 確認ですが、議案書196ページ、施設介護サービス給付費1,145万9,000円減額になっております。これは前年度1,200万円の減額、今年度1,100万円の減額ということで、利用者の減であると思いますが、前年は69名の要介護者が利用していますが、今年は何名ぐらい利用されているのか、お答えいただきたいと思います。
- 議長 堀 広一 保健福祉課長。
- 保健福祉課長 平田 京子 介護老人福祉施設サービスの利用者は、2月末の実績で69名、介護老人保健施設サービスの利用者は23名、介護療養型医療施設サービスの利用者は1名の利用となっており、当初予算で見ていた金額と比較して実績として減額となっております。
- 議長 堀 広一 大釜 登議員。
- 議員 大釜 登 了解しました。
- 議長 堀 広一 他に質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。  
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 討論なしと認め、以上で討論を終わります。  
お諮りいたします。議案第4号は、原案のとおり可決することにしたと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 ご異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程9番 議案第5号 平成28年度月形町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

- 議長 堀 広一 日程9番 議案第5号 平成28年度月形町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。  
提出者の説明を求めます。
- 議長 堀 広一 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明

今回の補正についても、事務事業費の確定等による歳入歳出の精査で、総体として減額補正をさせていただくものです。

議案書232ページ、3歳出です。

議案書224ページ、2歳入です。1款 後期高齢者医療保険料 1項 後期高齢者医療保険料 1目 特別徴収保険料104万2,000円の減額、1節の内容のとおりです。保険料収入の見込額の精査による減額です。2目 普通徴収保険料219万1,000円の増額、1節、2節のとおりです。保険料収入見込額の精査による増額です。3款 繰入金 1項 他会計繰入金 1目 一般会計繰入金174万8,000円の減額、1節のとおりです。事業費の精査による繰入金の額の減額です。4款 繰越金 1項 繰越金 1目 繰越金2万1,000円の増額、1節のとおりです。繰越金については、今回の補正額で平成27年度分からの繰越金全てを予算計上することとなります。

- 議長 堀 広一 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 討論なしと認め、以上で討論を終わります。お諮りいたします。議案第5号は、原案のとおり可決することにしたいと思えます。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 ご異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程10番 議案第6号 平成28年度国民健康保険月形町立病院事業会計補正予算（第3号）

- 議長 堀 広一 日程10番 議案第6号 平成28年度国民健康保険月形町立病院事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。提出者の説明を求めます。
- 議長 堀 広一 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明

今回の補正についても、事務事業費の確定等による歳入歳出の調定額、執行額の精査を行い、予算整理等をするものです。総体として減額補正をさせていただくものです。

議案書256ページ、収益的収入及び支出 支出です。1款 病院事業費用 1項 医業費用 2目 材料費 1,968万5,000円の減額、1節か

ら3節のとおりです。患者数見込の減による減額です。

議案書252ページ、収入です。1款 病院事業収益 1項 医業収益 1目 入院収益266万4,000円の減額、1節のとおりです。内容については、入院患者数は微増しておりますが、診療報酬の増加にはつながらず減収となる見込みです。2目 外来収益6,154万2,000円の減額、1節のとおりです。外来患者数が本年度当初見込みより約1,200人減少となる見込みです。これが主な要因として減額補正とさせていただくものです。2項 医業外収益 2目 他会計負担金3,887万8,000円の増額、1節のとおりです。収入では医業収益主に外来収益が落ち込んでいること。それから、支出では人件費等固定経費が多くあり、その中で収益の減少に見合う経費削減がなかなかできない状況です。このため、一般会計から負担していただき会計運営をしていきたいというものです。

議案書262ページ、資本的収入及び支出 収入です。1款 資本的収入 3項 企業債 1目 企業債200万円の減額、1節のとおりです。病院事業債の減額です。医療器械整備事業費及び起債対象事業費の確定による事業債予算の減額です。

議案書264ページ、支出です。

議案書240ページ、債務負担行為です。追加です。病院管理業務、期間は平成28年度から平成29年度まで、限度額1,706万2,000円です。企業債の補正です。起債の限度額の変更です。起債の目的は医療器械整備事業で、事業費の確定による限度額の変更です。2,140万円から1,940万円に改めさせていただくものです。

- 議長 堀 広一 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。  
質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。  
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 討論なしと認め、以上で討論を終わります。  
お諮りいたします。議案第6号は、原案のとおり可決することにしたいと思いを。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 ご異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。
  
- 議長 堀 広一 暫時休憩いたします。（午後 2時34分休憩）
- 議長 堀 広一 休憩前に引き続き会議を再開いたします。（午後 2時45分再開）



◎ 日程11番 議案第7号 月形町行政区設置条例の一部を改正する条例の制定について

- 議長 堀 広一 日程11番 議案第7号 月形町行政区設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 堀 広一 副町長。

- 副町長 堀 光一 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明

改正の要旨についてです。北村遊水地事業の進捗に伴って、本町雁里行政区の世帯と人口が減少しているところがございます。このほど雁里行政区と南耕地・昭栄行政区間で雁里行政区を南耕地・昭栄行政区に統合する合意がなされました。その旨を町に申し入れがあったところで、このため、両行政区の意向を踏まえ、本年4月1日から雁里行政区を南耕地・昭栄行政区に統合するよう条例を改正させていただくものでございます。改正後については、雁里行政区をなくして南耕地・昭栄行政区に属する町内会等として雁里町内会を加えるものでございます。

- 議長 堀 広一 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）

- 議長 堀 広一 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。

次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

- 議長 堀 広一 討論なしと認め、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。議案第7号は、原案のとおり可決することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 堀 広一 ご異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程12番 議案第8号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議長 堀 広一 日程12番 議案第8号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 堀 広一 副町長。

- 副町長 堀 光一 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明

改正の要旨についてです。地方公務員育児休業等に関する法律及び育児休業の一部を改正する法律が本年1月から施行されております。このことを踏ま

えて本町においても関連する条例の改正を行うものであります。改正条項の主なものについてご説明申し上げます。改正条例第2条第4号ア（イ）は、非常勤職員の育児休業及び介護休暇の取得要件の緩和の改正で、非常勤職員については、雇用が1年以上持続されており、子が1歳6月になるまでの間に雇用契約がなくなることが明らかでないことによって育児休業の取得ができるようにするものでございます。第2条の2は、育児休業法の改正により育児休業等の対象となる子の範囲に特別養子縁組の看護期間中の子及び養子縁組里親に委託されている子等が加えられたことによる対象範囲の改正でございます。276ページ、第3条第1号の改正及び2号の追加については、育児休業法第2条第1項ただし書きの条例で定める特別の事情について、また、第10条第1号の改正及び2号の追加は、育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情について規定する改正でございます。277ページ、第18条第2項及び第3項の改正は、介護休暇の分割、介護時間の新設についてであり、介護を必要とする一の継続する状態ごとに3回を超えない範囲内で規定する期間内において必要と認められる期間休養することができるよう規定するものでございます。なお、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

- 議長 堀 広一 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 討論なしと認め、以上で討論を終わります。お諮りいたします。議案第8号は、原案のとおり可決することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 ご異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程13番 議案第10号 月形町特定個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

- 議長 堀 広一 日程13番 議案第10号 月形町特定個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。
- 議長 堀 広一 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案に基づき逐条的に説明する。  
補足説明  
改正の要旨についてです。個人情報の保護に関する法律及び行政手続きにお

ける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律いわゆる「番号利用法」が合わせて改正されることになりました。この「番号法」の改正では、地方公共団体が条例により独自に番号を利用する場合においても情報ネットワークシステムを利用した情報連携を可能とすることが定められており、今回、関係する条例において必要な改正を行うものでございます。改正条項についてです。第2条6号において、改正番号利用法第6条に基づき情報ネットワークシステムの使用に係る規定についての準用規定を追加する改正であります。施行日については、改正番号利用法に規定する政令で定める日、平成29年5月30日からとするものでございます。

- 議長 堀 広一 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 討論なしと認め、以上で討論を終わります。お諮りいたします。議案第10号は、原案のとおり可決することにしたと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 ご異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程14番 議案第11号 月形町税条例等の一部を改正する条例の制定について

- 議長 堀 広一 日程14番 議案第11号 月形町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。
- 議長 堀 広一 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案に基づき逐条的に説明する。  
補足説明

改正の要旨についてです。地方税法の改正に伴い、自動車取得税が廃止されることとなります。その対応として軽自動車税等について所要の改正を行うものであり、また、普通自動車と軽自動車における減免の範囲を同一とするための独自の改正を行うものであります。改正条項の主なものについてご説明申し上げます。改正条例第1条は、身体障害者等に対する軽自動車税の減免について、自動車税と同様の扱いにするため年齢要件を廃止するよう条例第90条第1項第1号また、個人町民税について住宅ローン減税の適用期間を平成33年度まで延長するため附則第7条の3の2第1項さらに軽自動車税について税率の特例を延長するため附則第16条第1項をそれぞれ改正するものでご

ざいます。施行日は平成29年4月1日からでございます。284ページ、改正条例第2条については、軽自動車税について環境性能割を創設するとともに現行の軽自動車税を種別割に変更するため、条例第18条3の他関係条項を、また、法人町民税の法人割の法人税率及び制限税率が引き下げられることにより条例第34条の4をそれぞれ改正するものでございます。これについての施行日は平成31年10月1日からでございます。290ページ、改正条例第3条は、現行の軽自動車税が種別割に変更されることに伴う規定の整備を行うもので、施行日は平成31年10月1日からでございます。

- 議長 堀 広一 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 討論なしと認め、以上で討論を終わります。お諮りいたします。議案第11号は、原案のとおり可決することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 ご異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程15番 議案第13号 月形町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議長 堀 広一 日程15番 議案第13号 月形町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 堀 広一 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明

改正の要旨についてです。地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、関係条例の改正を行うものであります。その内容については、高齢者介護保険サービスに新たに地域密着型通所介護サービスが加わったことにより、その基準等の規定を追加するものでございます。なお、現在のところ本町においては、当該サービス事業を行うもの施設はございません。改正条項の主なものについてご説明申し上げます。298ページ、条例の目次に第3章の2として創設された地域密着型通所介護第1節から第5節まで追加するものでございます。300ページ、第1節 基本方針を第61条の2で、第2節 人員に関する基準を第61条の

3から第61条の4においてそれぞれ規定するものでございます。302ページ、第3節 設備に関する基準を第61条の5で、第4節 運営に関する基準を第61条の6から第61条の20においてそれぞれ規定するものでございます。310ページ、第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準を第61条の21から第61条の38において規定するものでございます。319ページ、第62条以下については、今回の改正により必要となる所要の改正で、この条例は公布の日から施行させていただくものでございます。

- 議長 堀 広一 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。  
質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。  
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 討論なしと認め、以上で討論を終わります。  
お諮りいたします。議案第13号は、原案のとおり可決することにししたいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 ご異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程16番 議案第14号 月形町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議長 堀 広一 日程16番 議案第14号 月形町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。  
提出者の説明を求めます。
- 議長 堀 広一 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案に基づき逐条的に説明する。  
補足説明

改正の要旨についてです。先ほど議決いただきました議案第13号と同じく地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、関係条例の改正を行うものであります。その内容については、高齢者介護保険サービスに新たに地域密着型通所介護サービスが加わったことにより、その基準等の規定を改正するものでございます。なお、本件についても現在のところ本町においては、当該サービス事業を行う

もの施設はございません。改正条項の主なものについては、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者に係る運営会議の設置や地域との交流などに関する規定を追加するもので、この条例は、本年4月1日から施行するものでございます。

- 議長 堀 広一 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 討論なしと認め、以上で討論を終わります。お諮りいたします。議案第14号は、原案のとおり可決することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 ご異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程17番 議案第17号 町道路線の認定について

- 議長 堀 広一 日程17番 議案第17号 町道路線の認定についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。
- 議長 堀 広一 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案に基づき逐条的に説明する。  
補足説明

この路線については、南耕地月浜線の交点を起点として国営篠津中央二期土地改良事業及び道営空知東部南地区広域営農団地農道整備事業によって造成されました石狩川に架かる石狩川頭首工管理橋「みらい大橋」の中間点を終点とする路線でございます。なお、橋梁の中間点から岩見沢市側については、岩見沢市の主動となるもので、この路線については、本年4月1日からの供用開始を予定しているところでございます。

- 議長 堀 広一 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。
- 議長 堀 広一 大釜 登議員。
- 議員 大釜 登 今回の説明では頭首工管理橋を岩見沢と月形で管理するということですが、橋の中心を起点とするなら除雪はそこで返ってくるのか。岩見沢市か月形町のどちらが行うのか。それから、維持管理として街灯の電気料はどうなるのか。あくまでも岩見沢市と按分する考えなのか。
- 議長 堀 広一 産業課長。
- 産業課長 古谷 秀樹 管理橋の管理に係わる経費については、本町、岩

見沢市それから、一部、国がいわゆる頭首工の点検業務で使う分もありますので、それら供用の按分率で管理をしていくわけですが、橋については、岩見沢市と月形町ということで、管理協定で本町が岩見沢市から委託を受けるかたちで、除雪は本町で委託してその委託料を精算でいただく、電気料についてもそのようなことになると思います。

- 議長 堀 広一 大釜 登議員。
- 議員 大釜 登 管理に係る経費は按分率で考えていて、除雪費については岩見沢市からいただくということで、橋梁で上部と下部がありますが、維持管理については月形町と岩見沢市が行うことになるのか。
- 議長 堀 広一 産業課長。
- 産業課長 古谷 秀樹 現在、国、岩見沢市、月形町で管理協定を結ぶのですが、その中で率が明確にされてきます。橋脚部分や頭首工部分それぞれに率があって、甲・乙・丙ということで、甲が国、乙が岩見沢市、丙が月形町ということで、橋脚の上部工については、甲0.6%、乙49.7%、丙49.7%で、これについては車両の年間の想定される通行台数、そのうち国が管理として使用する部分が年間約30万台の通行量に対して国が使う分が0.6%ということでの計算でございます。下部工については、甲77.8%、乙11.1%、丙11.1%ということで、負担する予定になっております。
- 議長 堀 広一 大釜 登議員。
- 議員 大釜 登 町としては負担が大きくなるが仕方がないと思います。これから除雪費も掛かってくると思いますが、課長の説明ではこれから協定を結ぶということで4月1日から供用開始するのであれば間に合うのか。
- 議長 堀 広一 産業課長。
- 産業課長 古谷 秀樹 この間再三に渡って協定リストについても協議を行っており、後は調印するだけというところまでできているので、業務上支障がないと判断しております。
- 議長 堀 広一 大釜 登議員。
- 議員 大釜 登 了解しました。
- 議長 堀 広一 他に質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。  
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 討論なしと認め、以上で討論を終わります。  
お諮りいたします。議案第17号は、原案のとおり可決することにししたいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 ご異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決するこ

とに決定いたしました。

◎ 日程18番 議案第18号 町道路線の変更について

- 議長 堀 広一 日程18番 議案第18号 町道路線の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 堀 広一 副町長。

- 副町長 堀 光一 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明

路線の変更理由ですが、路線ごとに町道として一般の交通のように供する必要がなくなった部分を総延長から除く変更、また、相当過去からですが、町道として一般の交通のように供していない道路としての機能を有さない部分を総延長から除く変更でございます。記以下ですが表になっております。路線番号4番 貯水池線ですが、これは札比内ダムの撤去に關係して終点を変更するもので、結果、延長も短くなるというものでございます。路線番号28番 農事会第一線ですが、これは実際に供用されている区間に改める変更で、これについても総延長が短くなるものでございます。路線番号33番 農事会月浜線ですが、頭首工の管理事務所の位置の変更等に關係して終点が変わるものでございます。これについても総延長が短くなるものでございます。路線番号131番 新田月ヶ岡線ですが、実際に供用されている区間に改めるもので、延長が281.50mになるものでございます。路線番号146番 豊郷二号線ですが、これについても同じく実際に供用されている区間に改める変更でございます。路線番号156番 花山貯水池線ですが、同じく実際に供用されている区間に改めるものでございます。

- 議長 堀 広一 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）

- 議長 堀 広一 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。

次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

- 議長 堀 広一 討論なしと認め、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。議案第18号は、原案のとおり可決することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 堀 広一 ご異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

- 議長 堀 広一 暫時休憩いたします。（午後 3時17分休憩）

- 議長 堀 広一 休憩前に引き続き会議を再開いたします。



## 平成29年 第1回定例会 1日目

(午後 3時25分再開)

◎ 日程19番 平成29年度町政執行方針（町長）、日程20番 平成29年度教育行政執行方針（教育長）

- 議長 堀 広一 日程19番 平成29年度町政執行方針（町長）、日程20番 平成29年度教育行政執行方針（教育長）を一括議題といたします。
- 議長 堀 広一 最初に、平成29年度町政執行方針の説明を求めます。
- 議長 堀 広一 町長。
- 町長 上坂 隆一 町政執行方針を、別紙のとおり朗読説明する。
- 議長 堀 広一 続いて平成29年度教育行政執行方針の説明を求めます。
- 議長 堀 広一 教育長。
- 教育長 松山 徹 教育行政執行方針を、別紙のとおり朗読説明する。
- 議長 堀 広一 以上で執行方針の説明を終わります。

◎ 日程21番 議案第9号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程22番 議案第12号 月形町特定教育・保育施設等の利用者負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程23番 議案第15号 月形町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、日程24番 議案第16号 月形町道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について、日程25番 議案第19号 公の施設に係る指定管理者の指定について【皆楽公園ほか】、日程26番 議案第20号 公の施設に係る指定管理者の指定について【つち工房】、日程27番 議案第21号 公の施設に係る指定管理者の指定について【保養センターほか】、日程28番 議案第22号 平成29年度月形町一般会計予算、日程29番 議案第23号 平成29年度月形町国民健康保険事業特別会計予算、日程30番 議案第24号 平成29年度月形町農業集落排水事業特別会計予算、日程31番 議案第25号 平成29年度月形町介護保険事業特別会計予算、日程32番 議案第26号 平成29年度月形町後期高齢者医療特別会計予算、日程33番 議案第27号 平成29年度国民健康保険月形町立病院事業会計予算

- 議長 堀 広一 日程21番 議案第9号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程22番 議案第12号 月形町特定教育・保育施設等の利用者負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程23番 議案第15号 月形町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、日程24番 議案第16号 月形町道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について、日程25番 議案第19号 公の

施設に係る指定管理者の指定について【皆楽公園ほか】、日程26番 議案第20号 公の施設に係る指定管理者の指定について【つち工房】、日程27番 議案第21号 公の施設に係る指定管理者の指定について【保養センターほか】、日程28番 議案第22号 平成29年度月形町一般会計予算、日程29番 議案第23号 平成29年度月形町国民健康保険事業特別会計予算、日程30番 議案第24号 平成29年度月形町農業集落排水事業特別会計予算、日程31番 議案第25号 平成29年度月形町介護保険事業特別会計予算、日程32番 議案第26号 平成29年度月形町後期高齢者医療特別会計予算、日程33番 議案第27号 平成29年度国民健康保険月形町立病院事業会計予算、以上13議案については関連がありますので、一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 堀 広一 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案第22号 平成29年度月形町一般会計予算から議案第27号 平成29年度国民健康保険月形町立病院事業会計予算まで、6会計の提案主旨については、町政執行方針の予算大綱で申し上げたところでございます。また予算に関連する議案第9号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について他6件の議案につきましても合わせてご提案させていただくものでございますので、宜しくご審議賜りますようお願い申し上げます。
- 議長 堀 広一 ただ今説明が終わりました。お諮りいたします。ただ今上程されました平成29年度各会計予算及び予算関連議案の審査については、議長を除く全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 堀 広一 ご異議なしと認め、平成29年度各会計予算の関連議案として議案第9号、議案第12号、議案第15号、議案第16号、議案第19号から議案第21号までの7議案、平成29年度各会計予算として議案第22号から議案第27号までの6議案、合わせて13議案については、議長を除く全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。3月8日から3月12日までは、会議規則第10条第1項及び同条第2項の規定により休会とし、3月15日から予算特別委員会が終了するまで休会したいと思います。

これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 堀 広一 ご異議なしと認め、3月8日から3月12日までは、

## 平成29年 第1回定例会 1日目

---

会議規則第10条第1項及び同条第2項の規定により休会とし、3月15日から予算特別委員会が終了するまで休会することに決定いたしました。

- 議長 堀 広一 暫時休憩いたします。 (午後 4時17分休憩)
- 議長 堀 広一 休憩前に引き続き会議を再開いたします。  
(午後 4時40分再開)
  
- 議長 堀 広一 この際、報告いたします。先ほど設置されました予算特別委員会の委員長に大釜 登議員、副委員長に松田順一議員が互選されたので報告いたします。
  
- 議長 堀 広一 以上で本日の日程は全て終了いたしました。  
本日は、これをもって散会いたします。なお3月13日の本会議は午前10時から再開し、一般質問を行います。  
(午後 4時41分散会)